

令和4年度  
大崎市使用料・手数料見直し  
基本方針

令和4年 月

大崎市

## 目 次

## 大崎市使用料・手数料見直し基本方針

基本方針について	1
1 使用料・手数料の見直しにおける基本的な考え方	2
2 使用料・手数料の見直しに関する基本手順	3
(1) 原価算定方式によるサービスコストの算定	3
(2) 受益者負担の割合	6
(3) 料金改定における改定上限率の設定	7
(4) 利用者区分の設定	7
(5) 減免対象範囲の標準化及び適正化	7
(6) 料金改定サイクル	9
(7) その他	9
3 基本方針の運用にあたっての留意事項	10

## 基本方針について

本市は、平成18年3月の合併以来、事務事業の平準化や職員定数の適正化などを通じた行財政改革を行い、一定の財政効果を得てまいりました。平成29年3月からは第2次大崎市総合計画に掲げる将来像を実現するため、本市の置かれている現状、解決しなければならない課題を明らかにしながら、今後の行政サービスのあり方や方向性を示すため、大崎市第2期行政改革大綱（以下、「大綱」という。）を策定し、引き続き行財政改革に取り組んでおります。

大綱では、推進する行政改革の視点の一つに「持続可能な財政基盤の確立」を掲げており、持続可能な財政運営を図るためには、税込・使用料等の歳入確保と経常経費の抑制、事務事業の抜本的な見直しが必要と明示しております。

安定的な自主財源を確保するために、収入の適正化を図ることを目的とし、行政サービスの提供における応益負担のあり方を、コスト管理に基づいて見直し、適正な使用料及び手数料の設定の方向性を示すものとして基本方針を定めるものです。

本市の財政は非常に厳しい状況にあり、近年の予算編成にあたっては、市の貯金である「財政調整基金」に依存した予算編成となっております。経常経費を含む歳出予算に対して、国・県補助金等の特定財源や市税等の自己財源では賅えない状態が続いており、この状況がさらに続けば、数年後には予算が編成できない状態になることが見込まれています。

大綱に掲げている「持続可能な財政基盤の確立」を実現するため、これまで以上に税込・使用料等の歳入確保に取り組み、一方では、経常経費の抑制、事務事業の抜本的な見直しによる健全で自立性の高い財政構造への転換に強力に取り組む必要があります。

よって、将来に向けた財政基盤の確保や健全で安定的な行政運営を継続するため、積極的に原価（コスト）に応じた適切な料金改定の見直しを行います。

使用料及び手数料の料金設定にあたっては、利用する方と利用しない方の立場を考慮した受益者負担（利用者が負担）の公平性を踏まえることが必要であり、公費負担（税金で負担）を支える「納税者としての市民」と「受益者としての市民」のそれぞれの立場から、理解と納得が得られるものでなければなりません。

この基本方針は、行政が提供するサービスにおける市民の受益と負担のあり方や、負担額の設定根拠を明確にして、市民に対して説明責任を果たしていくために策定するものです。

さらに、この見直し作業を通じて、担当する職員の責任感の向上や、当該事務事業の内容の充実により、住民福祉の一層の推進につながるものと考えています。

## 1 使用料・手数料の見直しにおける基本的な考え方

さまざまな行政サービスのうち、使用料及び手数料として利用者（受益者）から徴収するものは、そのサービスを利用する特定の方が利益を受けるものであり、その受益の範囲内で行政サービスの対価として徴収するものです。

したがって、使用料・手数料の設定については、利用する方と利用しない方の均衡を考慮し、行政としての関与の必要性を明確にし、負担の公平性を確保しなければなりません。

一方、行政サービスの提供を行う本市においても、効率的な施設運営や事務の効率化による利用者負担の軽減を図り、利用者の理解が得られる料金設定への努力を行わなければなりません。

使用料・手数料の設定における基本的な考え方として、次の3点を位置づけています。

### （ポイント1）原価（コスト）算定方法の徹底

市民が納得し、利用者に応分の負担を求めるには、その受益者負担の積算根拠を明確にして、原価のあり方や負担割合等の基本的な事項をわかりやすく説明しなければなりません。

### （ポイント2）減免基準の見直しと実施の徹底

各行政サービスの目的に応じた個別事項を尊重しつつ、受益者負担の原則の観点に従い、免除・減額する基準を見直し、統一的に実施しなければなりません。

### （ポイント3）受益者負担の更なる徹底

行政サービスを利用する人と利用しない人との負担の公平性については、利用する人が応分の負担をすることによって、はじめて利用しない人との負担の公平性が確保されます。

※「使用料」は、地方自治法第225条を根拠とする「行政財産の使用又は公の施設の利用の対価」として、その利用者から反対給付として料金を徴収するもので、道路・河川占用料、公営住宅使用料、ホール・公民館・体育施設等使用料等があります。

※「手数料」は、地方自治法第227条を根拠とする「特定の者のためにする」事務に要する費用に充てるために徴収する料金で、戸籍謄本交付手数料、住民票の写しの交付手数料、各種証明手数料等があります。

## 2 使用料・手数料の見直しに関する基本手順

料金算定の積算過程は、次の（１）から（６）の手順によることとします。

- （１） 原価算定方式によるサービスコストの算定を行う。
- （２） 公費負担と受益者負担の負担割合を明確にする。
- （３） 受益者負担の急激な上昇を防ぐための方策を講じる。
- （４） 利用者区分等を設定する場合の増減割合を明確にする。
- （５） 減免対象範囲の標準化・適正化を行う。
- （６） 定期的な料金見直しを実施する。

※基本算定式

$$\text{使用料・手数料} = \text{原価（コスト）} \times \text{受益者負担割合}$$

ただし、次に示すとおり、大崎市独自での料金設定が困難なもの及び地方公営企業法の適用対象となる事業に係る使用料・手数料は対象外とします。

- 上位法の規定または国・県等により、料金または算定方法が定められているもの  
例）図書館（図書館法），小・中学校（学校教育法），市営住宅（公営住宅法）など
- 県内統一料金設定などの申し合わせがなされているもの
- 水道料金，下水道料金など

### （１）原価算定方式によるサービスコストの算定

行政サービス原価（コスト）は、提供に要する経費の積み上げにより算定を行います。

#### ① コストの基礎構成

行政コスト計算は、平成13年に総務省が「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査報告書」で示しており、これによると経費は、次の表のとおり「人にかかるコスト」，「物にかかるコスト」，「移転支出的なコスト」，「その他のコスト」に大きく分類されます。本市のコスト計算に当たっては、これらの中で、施設の維持管理や運営のために直接的に支出した人件費や物件費などと、毎年度の費用として認識する必要のある減価償却費（使用などによる固定資産の価値の減少分）等を含むものとします。

減価償却費など、資本に関する経費については、公費負担とする考え方もありますが、地方自治法第225条に規定する使用料は、施設の維持管理費または減価償却費に当てられるべきであると解されていること、さらには施設の老朽化による改修・大規模修繕や設備の更新、建替えに伴う経費の増大を見据えた場合、受益者負担の考え方を援用すれば、こうした経費を含めて公費負担と受益者負担のあり方を考えていく必要があると考えます。したがって、サービスの利用にかかる受益と負担の対応関係を明確にしながら、利用者を含めた市民全体が納得する料金としていくためにも、まず減価償却費等も含め、施設や設備の維持管理

や運営等にかかるすべての費用を原価とし、サービスの性質によって、利用者の負担と、市民全体の税による負担との比率を設定して、双方のバランスを図る手法が適切であると考えます。

区 分		内 容	コスト算入
人にかかるコスト	人件費	施設の維持管理や運営, または事務処理に係る職員等の人件費	○
物にかかるコスト	物件費	光熱水費, 委託料, 賃借料等施設の維持管理, または事務処理に係る経費	○
	維持補修費	修繕料や維持補修工事費など施設の維持補修に係る経費	
	減価償却費	建物や備品等の減価償却費の当該年度分	
移転支的的なコスト	扶助費, 補助費, 繰出金等		
その他のコスト	災害復旧費, 失業対策費, 不納欠損額等		

## ②コスト算入項目

### ア) 人件費

直近の地方交付税算定基礎による職員人件費

### イ) 物件費・維持補修費

需用費（消耗品費，印刷製本費，光熱水費，修繕料），役務費（通信運搬費，火災保険料），委託料（施設の管理委託料等），使用料及び賃借料（パソコン等のリース料等），備品購入費，その他受益者が負担すべきと考えられる当該建物の維持管理や運営に係る経費（報償費等）

### ウ) 減価償却費（使用料は建物と設備，手数料は設備）

過年度において取得した，事業に必要とされる固定資産のうち，所得税法施行令第6条（減価償却資産の範囲）第1号から第7号までに規定するもの（建物，機械，車両，工具，備品等）

- ・減価償却の方法：定額法
- ・具体的な算式：減価償却費＝（取得価額－残存価額）÷耐用年数
- ・残存価額：取得額の1割の額
- ・耐用年数：「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に基づく。

#### 【耐用年数の例】

建物（鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄筋コンクリート造のもの）⇒50年

建物附属設備（エレベーター）⇒17年

器具及び備品（事務机，主として金属製のもの）⇒15年

※取得価額は、建設費等の額（補助金等の額を含む。）とします。

※土地は、減価償却しない（＝時の経過により価値の減少しない）資産であり、市に蓄積されるものであることから、費用に算入しません。ただし、借地代については、他の使用料及び賃借料と同じととらえ、コストに算入します。

※電算に係る費用については、行政が本来行うべきである業務（＝ホストコンピュータの管理・運用）と、個人利用のために本来業務から派生した事務（＝証明書発行用端末機器の管理・運用）とを区別し、後者に係る費用をコストとして算入します。

### ③コスト算定方法

#### ア) 使用料コスト

使用料のコスト算定方法については、コスト算定算入対象項目を合算し、これを総面積・年間使用時間で除し、 $1\text{ m}^2 \cdot 1\text{ 時間}$ 当たりのコストを計算した上で、貸出面積・貸出時間に応じたコストを求めます。

コスト計算が困難なものについては、現行使用料や類似施設の使用料を参考に調整することとします。

$$\text{使用料コスト} = \frac{(\text{人件費} + \text{物件費} + \text{維持補修費} + \text{減価償却費})}{\text{総面積} \div \text{年間使用可能時間} \times \text{貸出面積} \times \text{貸出時間}}$$

※各費用の算定に当たっては、原則として直近の決算額によるものとします。ただし、直近の額がその前年の額と大きな差が生じる場合は前3か年の額を平均した額とします。

※複数の施設・業務にかかわる費用については、適宜按分するものとします。

※使用料コスト（付帯設備）など。冷暖房料については、実費を徴収することを原則とします。公民館等の施設については、1時間当たりの冷暖房に要する燃料消費量から経費を算出して料金を設定するものとします。

#### イ) 手数料コスト

手数料コストの算定方法については、1分当たりの人件費に処理時間を乗じたものと、物件費と減価償却費を処理件数で除したものを加え、1件当たりのコストを求めます。

$$\text{手数料コスト} = \text{1分当たりの人件費} \times \text{処理時間} + \frac{(\text{物件費} + \text{減価償却費})}{\text{処理件数}}$$

※各費用の算定に当たっては、原則として直近の決算額によるものとします。ただし、直近の額がその前年の額と大きな差が生じる場合は前3か年の額を平均した額とします。

※複数の施設・業務にかかわる費用については、適宜按分するものとします。

※処理時間は、申請書等の受付から証明書等の交付、料金受領までの実作業に要する時間のみを計上します。複数人で処理する場合は、延べ時間とします。

## (2) 受益者負担の割合

使用料及び手数料の料金設定においては、「行政サービスを利用する特定の方が、受益を受けるもの」であること及び「そのサービスの提供が行政にしかできないものなのか等、行政の関与の必要性」を考慮する必要があります。

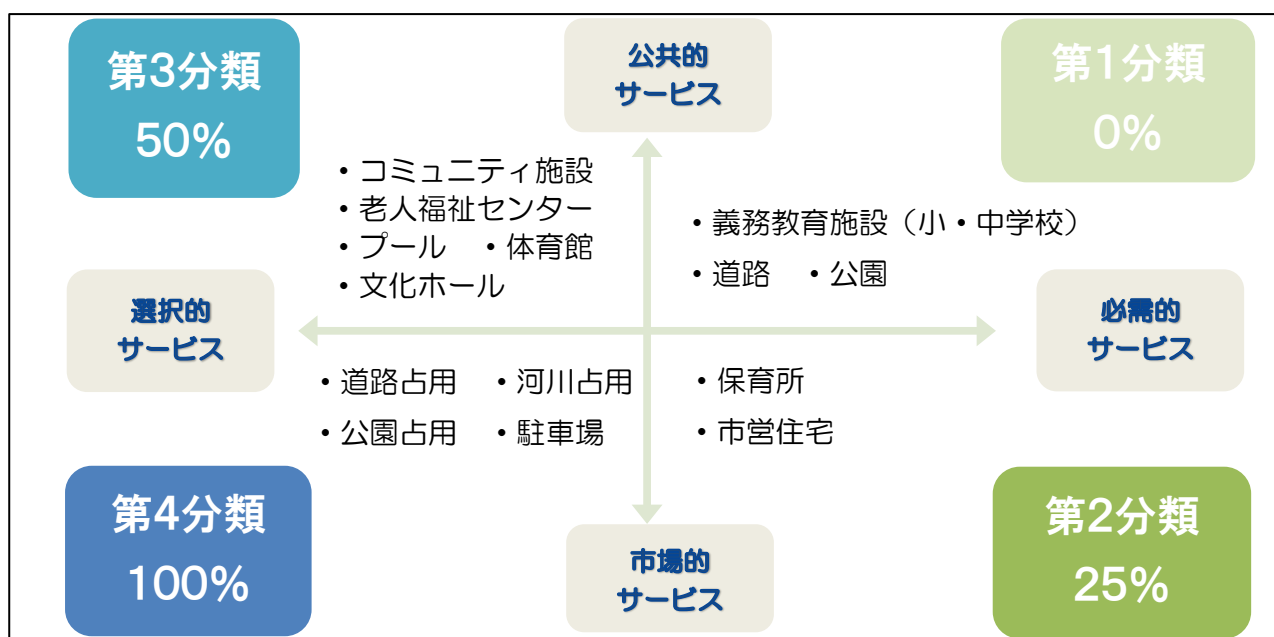
使用料及び手数料の設定に当たっては、次のとおり標準的な受益者負担割合を定め、利用者に料金負担を求めるものとします。この受益者負担が適切に運用されることで、事業資金の財源が増加し、受益者負担のない場合と比較し、より多くの公共サービスの提供が可能となり、受益の公平を期することができます。

### ① 使用料

使用料は、施設及びその施設に係る行政サービスの受益者から、その使用のために必要な経費を徴収するものです。したがって、個別に受ける便益の範囲や程度の差並びに行政関与の必要性を料金に反映する必要があります。このため、行政サービスを性質別に分類し、その分類ごとに「公費負担」と「受益者負担」の割合を以下のとおり設定します。

- ◆ 必需的サービス・・・日常生活を送る上で、ほとんどの住民が必要とするサービス
- ◆ 選択的サービス・・・生活や余暇をより快適で潤いのあるものとし、特定住民に利益を供するサービス
- ◆ 公共的サービス・・・民間では提供されにくく、行政が中心に提供するサービス
- ◆ 市場的サービス・・・民間でも同じようなものが提供されており、行政と民間が競合するサービス

### <行政サービスの性質別分類>



※使用料の額を決定する際は、当該サービスがどの区分に当たるのか、明確にすることとします。また、現に使用料・手数料等を徴しないサービスであっても受益者負担になじむサービスについては、各課においてどの区分に該当するかを考慮し、受益者負担の適正化に努めることとします。



## ② 手数料

証明書発行等に係る手数料は、サービスの受益者から、その役務の提供のために要する費用を徴収するものです。この役務の提供は、本来業務から特定の者の利益のために派生した事務に係る経費であることから、その受益者負担率は100%を原則とします。

## (3) 料金改定における改定上限率の設定

コスト算定結果をもとに「受益者負担割合」による調整を行い算定料金が算出されます。しかし、これが現行使用料及び手数料を大幅に上回る場合には、受益者負担に急激な上昇が生じます。市民生活への影響を考え、これを緩和するために改定上限率を設定します。

改定上限率	現行料金の50%以内
-------	------------

## (4) 利用者区分の設定

受益者負担の公平性を確保するために、利用者区分等を設定する場合には、次の基準により定めます。

## ① 大人・子供等の利用区分を設定する場合

大人	高校生	小・中学生	幼児
1	0.75	0.5	0.25

## ② 市民・市民以外利用区分を設定する場合

市民以外利用割増は、市民料金の2倍までとします。

## ③ 入場料の有無で利用区分を設定する場合

入場料等を徴収する場合は、3倍までとします。（営利を目的とする場合は10倍まで）

## ④ 個人・団体（団体割引）の利用区分を設定する場合

割引率は、個人利用料金の2割までとします。

## ⑤ 施設の設置目的により利用者区分を設定する場合

設置目的の対象者以外に利用させる場合は、対象者料金の2倍までとします。

## ⑥ 利用時間区分に定める時間数に満たない利用に係る割引を設定する場合

利用時間区分に定める時間数の2分の1に満たない利用時間数の場合の割引率は、対象者料金の5割までとします。

## (5) 減免対象範囲の標準化及び適正化

使用料及び手数料は、受益と負担の公平性を確保するという大原則のもとに、政策推進、経済的支援、公益上の必要性等を考慮の上、減免（免除または減額）対象や減免率を設定します。

## ① 使用料

使用料の免除・減額規定は、施設の利用促進などに一定の効果을上げています。しかしながら、利用のほとんどが免除や減額となるような制度は、本来の負担の公平性を損なうおそれがあります。公の施設は、公共の福祉の向上を図るための施設であり、市民が利用しや

すいよう低廉な使用料を設定しており、施設使用の対価であることから、原則は全額納付が基本であると考えます。そこで、だれから見ても減免の必要性を納得していただけるようその範囲を限定するとともに、減額については、受益者負担と公費負担分を等分することが限度と考え、最高50%とします。しかしながら、基準をそのまま適用することが困難である場合には、施設ごとの事情を勘案し、基準を大きく逸脱することのない範囲で、施設ごとに規定を設けることができるものとします。

#### ア) 免除の範囲

- 市（行政委員会、市が設置する附属機関等含む）が主催または共催するとき

市、行政委員会、法令や要綱に基づき市が設置する附属機関等が行政施策・事務事業を遂行するために施設を利用する場合は、免除とします。市議会が主催、共催する場合も同様とします。

- 市内の各種団体が行政活動のため協力目的等で利用するとき

市から協力要請を受けて利用する場合は、行政活動に準じ公共性が高いため、免除とします。

- 当該施設の管理運営団体が当該施設を公共目的で利用するとき

指定管理者制度の施行に当たり、当該施設の管理運営団体が公共の目的に使用する場合、及び管理運営に必要な活動のために使用する場合は、免除とします。

#### イ) 減額（50%）の範囲

- 国、他の地方公共団体、公益法人または公共的団体が市民の福祉向上のために利用するとき

国や県等が主催する事業で、市がかかわる必要があるものとして、関係する所管課が認めたときは、減額とします。

- 市内の幼稚園、保育所、小学校、中学校または高等学校が教育目的のために利用するとき

市立以外の保育所、学校等が保育または教育目的で利用するときは、青少年の健全育成を進める観点から、減額とします。

- 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法または精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による手帳の交付を受けている人が利用するとき

障がい者の社会参加を促進する観点から、減額とします。この場合、介助者1名については、免除とします。

- 社会教育法に規定する社会教育関係団体等がその目的達成のために利用するとき

原則として、減額とします。社会教育関係団体等の活動のうち他の市民への影響（公益性）がある活動を行うために利用する場合に限り、免除とします。

○市長または教育長が公益上特に必要と認めるとき

市長または教育長が特に必要と認めるときの適用については、一般的に想定外の事態に対応するためのものです。適用する場合については、真にやむを得ないものに限定し、その減額割合は、100分の100以内とします。

※「公共的団体」とは、市の区域内に所在する団体で、公益を目的とし営利を目的としないことをその存立目的とする団体をいい、法人であると否とを問いません。

※「公益」とは、直接、市民の社会生活と関係の深い事業活動を行うことにより達成される、市民全般の利益をいいます。

## ② 手数料

使用料と同様に、免除・減額制度の統一を図ることとし、免除・減額する範囲は、できるだけ限定します。特別な事情がある場合は、個々の事情を勘案しながら、基準を大きく逸脱することのない範囲で、個々に規定を設けることができるものとします。

### ア) 免除の範囲

○本市の住民で公費の援助または扶助を受けるために必要なとき

○法令の規定により、無料で取り扱いをしなければならないとき

○天災、その他災害、病気等により負担が困難なとき

○その他市長が必要と認めるとき

## (6) 料金改定サイクル

受益と負担の公平性と運営改善努力を確保するために、使用料及び手数料の見直しは原則として3年ごとに実施します。ただし、経済情勢の変化が著しい場合等特別な事情が生じた場合は、この限りではありません。

## (7) その他

### ① 使用料・手数料の単位

コスト計算に基づいて算定すると、1円未満の端数が生じることが想定されますが、住民の利便性及び窓口での料金取扱事務の煩雑さ等を勘案し、コスト計算で算出された料金の四捨五入により、10円単位以上に調整できるものとします。

### ② 新料金設定と費用対効果

使用料・手数料の徴収等のために新たな経費や職員の事務負担が生じ、その経費が収入額を大幅に上回る場合などは、新料金の設定を見送ることができるものとします。

### ③ 改定料金の周知方法

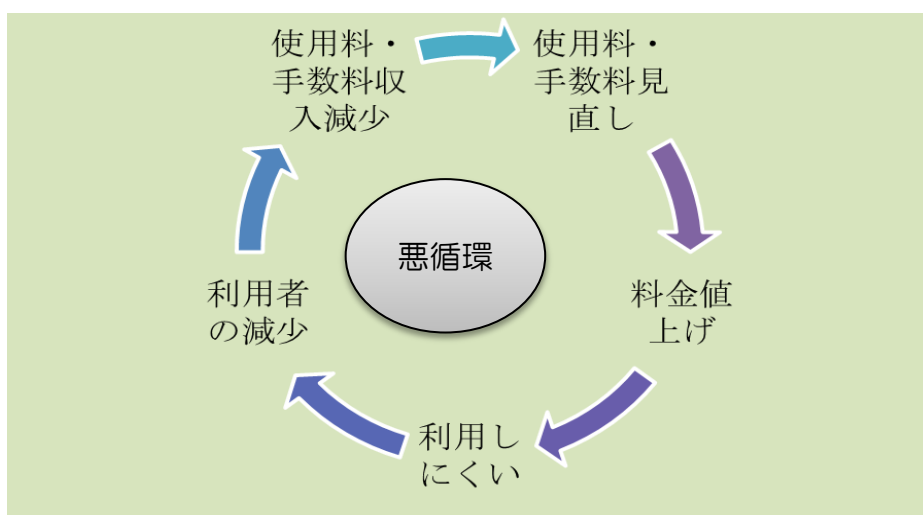
料金の改定を行った場合には、改定の経緯、改定の時期、改定後の金額等について、改定基準日の3か月前には当該施設において周知を行うとともに、市Webサイト及び広報誌において周知するものとします。

### 3 基本方針の運用にあたっての留意事項

行政が行う事業やサービスの中には、制度上あるいはその目的から相当な経費を投じて実施しなければならないものも存在します。つまり、使用料・手数料をこの方針のもとに設定することにより、受益者が負担するには無理がある料金の算定や、3年ごとの見直しにより際限のない値上げにつながることも想定されます。

この方針は、冒頭にも記載したとおり、料金が決定された根拠を明らかにすること、その結果をもとに、行政と市民が共通認識のもと、より良い方向に向かう議論ができるようなデータを整えることを目的の一つとしています。

原価算定に基づく料金算定を行うこの方針は、大崎市の使用料・手数料設定の根拠として位置づけられるものではありませんが、次のような悪循環を回避することも必要となります。



そのため、料金の決定においては、料金の算定過程、あるいは算定結果に対して調整が必要なことも想定されますが、この場合においても合理的に説明できる調整根拠を明示するよう努めます。